

（趣旨）

第1条 この規程は、室蘭工業大学国際交流会館規則（以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、室蘭工業大学国際交流会館（以下「国際交流会館」という。）使用に関して必要な事項を定める。

（入居資格）

第2条 規則第5条第1項に定める家族とは、外国人研究員の配偶者及びその子女をいう。

（入居許可）

第3条 入居を許可された者は、入居の際、入居届、誓約書を館長に提出するものとする。

（入居及び退去時の立合い）

第4条 入居許可を受けた外国人研究員が入居及び退去するときは、原則として受入教員が立ち合うものとする。

（入居期間の延長）

第5条 規則第8条各号に定める入居期間にかかわらず館長が特に必要と認めた場合は、入居期間の延長を許可することがある。

2 前項に基づき入居期間の延長を希望する者は、入居期間延長願を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 館長は、入居期間の延長を許可したときは、入居期間延長許可書を本人に交付する。

（施設保全）

第6条 入居者は、次に定めるところにより、国際交流会館の施設・設備を常に正常な状態に保つよう留意しなければならない。

（1）居室を居室以外の目的に使用し、居室内の設備、備品等の改造、補修、模様替え等を行ってはならない。

（2）施設に館長の許可なく掲示・はり紙等をしてはならない。

（3）入居又は退去の際、居室の施設・設備の点検を受けること。

（居室への立入り）

第7条 館長又はその指定する者は、施設、設備等について点検する必要がある場合には、入居者又はその家族の同意を得た上、居室に立ち入ることができる。ただし、火災等非常の場合には、同意を得ないで立ち入ることができる。

（退去手続）

第8条 入居者が退去するときは、所定の退去届を、退去する日の1週間前までに館長に提出するものとする。ただし、規則第9条第1項の規定により入居を取り消されたときは、この限りでない。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、国際交流会館の使用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月10日から施行する。